

妙高市『ラジオ体操』実践団体登録要領

1. 目的

市民のスポーツや運動の実施率向上と健康寿命の延伸に向け、ラジオ体操の実践を促進するため、定期的にラジオ体操を実践する団体(以下「実践団体」という。)を募り、普及啓発を図るもの。

2. 対象団体等

市内に所在する以下の団体等を実践団体とする。

- 事業所
- 町内会や地域の各種団体
- 社会教育登録団体(スポーツ団体を含む)
- その他市が認める団体等

3. 実践団体の要件

- 実践団体において、構成員が一堂に会し、年40回以上ラジオ体操を実践する。
- 年一回市のラジオ体操指導員を迎えての指導会を開催する、又は、ラジオ体操リーダー講習会に構成員の代表が参加し、構成員に指導を実施する。
- 構成員の健康増進に寄与する活動を実施する。

4. 登録による支援等

市は実践団体に対し、以下の支援ならびに協力を行う。

- 実践 PR のぼり旗の配布(2本)
- 市ラジオ体操指導員等の講師派遣
- ラジオ体操 CD、DVD の無償配布
- 指導者講習会等の案内、参加依頼
- ラジオ体操スタンプやスタンプ帳の配布(希望団体)
- 健康づくりや運動に関する情報の提供
- 市報やホームページ等において実践活動等を紹介

5. 登録申請・活動報告

実践団体は、別紙により市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係が指定する事務の委託先へ提出するものとする。なお、地域づくり活動団体が申請、登録した場合は、地域づくり活動総合交付金の上乗せ交付金「楽しく運動・健康づくり事業」の対象となる。

- 実践団体登録申込(承諾)書…申請時のみ提出
- 実践団体活動報告書…毎年年度末(3月31日)までに提出

6. 事務の委託及び委託先

市教育委員会(担当:生涯学習課スポーツ振興係)は、本要領に基づく事務の実施を次の者に委託する。

【委託先】NPO 法人スポーツクラブあらい

〒944-0047 妙高市白山町4丁目1番31号 電話 0255-72-3665

※委託先は、総合型地域スポーツクラブとして認定された団体の中から市が選定する。

7. 委託先での個人情報の取り扱いについて

上記委託先は、本要領に定める事務の実施にあたり収集した団体又は個人の情報を、本要領に定める目的以外には使用しない。

また、委託先は、妙高市個人情報保護条例(平成10年12月18日条例第31号)第2条第12項に規定する事業者として、当該条項に基づいて適切に個人情報を取り扱う。